

●香川県告示第137号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	室本港	室本	<p>1 指定場所 観音寺市室本町字七宝1325番3から観音寺市室本町字宮ノ元378番37地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点9までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点8までを順次結んだ線及び補助点8と基点9を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 江甫山 （北緯34度09分07秒、東経133度38分34秒） 基点1 基準点から20度23分26秒、836.30メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点2 基点1から263度44分53秒、45.56メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点3 基点2から209度17分51秒、218.65メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点4 基点3から236度13分51秒、50.72メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点5 基点4から148度23分41秒、114.50メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点6 基点5から105度40分30秒、96.82メートル、観音寺市室本町字七宝1325番3の表示杭 基点7 基点6から157度49分10秒、16.89メートル、観音寺市室本町字宮ノ元378番26地先の表示杭 基点8 基点7から201度38分51秒、104.14メートル、観音寺市室本町字宮ノ元378番28地先の表示杭 基点9 基点8から267度19分59秒、17.73メートル、観音寺市室本町字宮ノ元378番37の表示杭 補助点1 基点1から337度45分41秒、41.84メートルの点 補助点2 基点2から326度06分34秒、45.08メートルの点 補助点3 基点3から315度35分21秒、42.30メートルの点</p>

			補助点4 基点4から271度38分40秒、70.57メートルの 点
			補助点5 基点5から218度35分29秒、62.06メートルの 点
			補助点6 基点5から161度11分50秒、49.18メートルの 点
			補助点7 基点6から230度20分05秒、49.20メートルの 点
			補助点8 基点9から334度49分55秒、25.85メートルの 点